

(毎週火、金曜日発行(但休日当る) 翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 梅毒反応検査料の減額
土地改良区の役員の新任及び就任
計量器定期検査の実施
昭和三十五年度における地籍調査事業計画
土地改良区の役員の新任及び就任
土地改良事業の認可
- ◇選管告示 豚コレラ予防注射及びひな白痢検査
選挙管理委員会の招集
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集
- ◇正誤 昭和三十五年九月五日付け鳥取県規則第四
十号中訂正

告示

鳥取県告示第四百二十九号

鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料、手数料条

例(昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十八号)第五条の規定により、昭和三十五年九月十日から同月十六日まで梅毒反応検査料(採取料を含む。)を三十円に減額する。

昭和三十五年九月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百三十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十項の規定により、天神野土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨の届出があつた。

昭和三十五年九月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

退任した役員の氏名及び住所

理事	高倉 米蔵	東伯郡関金町字堀
"	朝倉 勇功	"
"	安田 豊吉	"
"	山本 巖	"
		大鳥居

山根 拙翁	倉吉市三江
亀井 梅蔵	"
山本 寿雄	"
熊谷 源治	鴨河内
野儀 久市	"
幸本 金市	福山
森本 春蔵	上古川
山下 久好	北野
山根 清	黒見
中口 大信	越殿町
日野 義正	北野
杉原 勝男	東伯郡関金町字泰久寺
理 事	倉吉市鴨河内
坂根 林蔵	東伯郡関金町字堀
朝倉 勇功	泰久寺
安田 豊吉	"
佐々木照義	松河原
山崎 新松	大鳥居
"	安歩

就任した役員の名氏及び住所

山本 寿雄	倉吉市鴨河内
山本 弘	"
熊谷 源治	"
渋谷 信好	"
北村豊次郎	志津
亀井 梅蔵	三江
渋谷 英三	鴨河内
岸本 実	東伯郡関金町字松河原
杉原 勝男	倉吉市鴨河内

昭和三十五年七月三十日総代会において総選挙の結果
当選し八月五日就任、任期二年。

鳥取県告示第四百三十一号
計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の
規定により、倉吉市及び米子市の計量器定期検査を次の
ように実施する。

昭和三十五年九月九日
鳥取県知事 石 破 二 朗

一〇月一〇日	倉吉市のうち成徳、明倫 小学校の校区及び上井、 上灘、岡田地区の市街地	上井青果市場
一一日	"	倉吉市役所
一二日	"	"
一三日	"	"
一四日	"	明倫小学校
一五日	"	"
一七日	米子市彦名町	米子市役所彦 名出張所
一八日	大崎、葭津	崎津出張所
一九日	大篠津町	大篠津出張所
二〇日	和田町	和田出張所
二一日	富益町	富益出張所
二二日	夜見町	夜見出張所
二三日	"	"
一一月七日	米子市のうち啓成、明 道、就將、義方小学校 の校区	米子市役所
八日	"	"

九日	"	明道小学校
一〇日	"	"
一一日	"	就將小学校
一四日	"	"
一五日	"	錦公園内ほうし よう閣
一六日	"	"
一七日	"	米子市役所
二四日	"	"

備考 計量法第四百二十二条ただし書による所在場所で行
なう定期検査については、実施の場所をその所在場
所とし、実施期間を昭和三十五年十月十日から十一
月二十四日までとする。

鳥取県告示第四百三十二号
国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の
三第二項の規定により、昭和三十五年度における地籍調
査事業計画を次のとおり定めた。

昭和三十五年九月九日
鳥取県知事 石 破 二 朗
昭和三十五年度事業計画

調査を行なう者の名称	調査地域	調査期間	摘要
------------	------	------	----

気高町	浜村、勝見、八幡、会下等	自三五、一〇、三一	二、二 平方杆
羽合町	長瀬、久苗、橋津、上橋津、南谷、宇野	" "	二、五 "
名和町	御来屋、古御和堂、富長、名	" "	三、〇 "
米子市	古豊千	" "	三、〇 "

鳥取県告示第四百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨の届出があつた。

昭和三十五年九月九日

谷土地改良区

鳥取県知事 石 破 二 朗

退任した役員の名及び住所

理事	田中 実吉	倉吉市谷
"	明里 栄寿	"
"	仲野 金市	"
"	明里 新蔵	"
"	仲本 貞一	"
"	長柄 賢蔵	"
"	仲本 輝利	"
"	明里 胸寿	"
"	明里 時美	"
"	長柄 敏鎌	"
"	長柄 与一	"
監事	仲野 忠男	"
"	明里 寿太	倉吉市谷
理事	明里 明治	"

就任した役員の名及び住所

"	宮本 初雄	"
"	吉本 哲美	"
"	宮本 長芳	"
"	宮本 定重	"
"	明里 鹿蔵	"
"	岸田 進	"
"	明里 昇	"
"	長柄 縁	"
"	明里 胸寿	"
監事	長柄 正一	"

羽合土地改良区

昭和三十五年三月三十日通常総会において総選挙の結果果当選し四月七日就任、任期四年。

就任した役員の名及び住所

理事 船崎 六蔵 東伯郡羽合町大字上浅津

昭和三十五年七月二十二日臨時総代会において選任、任期四年。

鳥取県告示第四百三十四号

昭和三十五年七月十二日付けで下光元土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとするかんがい排水土地改良事業については、審査の結果、その計画を適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書の写を縦覧に供する。

昭和三十五年九月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧期間

昭和三十五年九月十三日から二十日間とする。

二 縦覧場所

気高郡気高町大字下光元下光元土地改良区事務所

鳥取県告示第四百三十五号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて豚コレラ予防注射及びひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第

六条の規定に基づき豚及び鶏の所有者に対して注射及び検査を受けることを命ずる。

昭和三十五年九月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 豚コレラ及びひな白痢予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚コレラ予防注射

豚。ただし、生後四十日及びびぶん前後一月以内のものを除く。

ひな白痢検査

種鶏及び同一構内で飼育する鶏

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び注射の方法

豚コレラ予防注射 豚コレラ予防液皮下注射

ひな白痢検査 ひな白痢急速診断法

別表(一) 豚コレラ予防注射

実施期日 実施区域

実施場所

九月二十六日 米子市、境港市全
域西伯郡一円 各豚舎巡回注射

二十七日 " " " "

二十八日 " " " "

二十九日 " " " "

三十日 " " " "

十月三日 " " " "

四日 " " " "

六日 " " " "

七日 " " " "

八日 " " " "

十日 " " " "

十一日 " " " "

十二日 " " " "

十三日 " " " "

十四日 " " " "

十五日 " " " "

十七日 " " " "

十八日 " " " "

十九日	"	"	"	"
二十日	"	"	"	"
二十一日	"	"	"	"
二十二日	"	"	"	"
二十三日	"	"	"	"
二十四日	"	"	"	"
二十五日	"	"	"	"
二十六日	"	"	"	"
二十七日	"	"	"	"
二十八日	"	"	"	"
二十九日	"	"	"	"
三十日	"	"	"	"
三十一日	"	"	"	"

別表(一) ひな白痢検査

実施期日 実施区域 実施場所

九月十九日 八頭郡家町大坪 森岡種鶏場

二十日 河原町郷原 福田

" " 郡家町石田 猪本

" " 百井 宮田

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十三号

昭和三十五年第四回鳥取県選挙管理委員会を、次のとおり招集する。

昭和三十五年九月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武 井 正 雄

二十一日	"	"	河原町今在家	竹内
"	"	"	"	山根
"	"	"	鳥取市湖山	前田
"	"	"	"	山陰
二十二日	"	"	八頭郡河原町天神原	田淵
"	"	"	"	岸本
"	"	"	渡一木	"
"	"	"	袋河原	萩原
"	"	"	"	山陰
二十四日	"	"	鳥取市湖山	山陰
二十五日	"	"	"	山陰

- 一 日時 昭和三十五年九月十日午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目 鳥取県自治会館
- 三 議題 参議院地方選出議員選挙争訟事件について

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十五号

定例教育委員会を、次のとおり招集する。

昭和三十五年九月九日

鳥取県教育委員会委員長 石谷 貞彦

- 一 日時 昭和三十五年九月十二日午前十一時
- 二 場所 鳥取県教育委員会会議室
- 三 議題
 - 1 教職員勤務評定規則の改正について
 - 2 その他

正 誤

昭和三十五年九月五日付け鳥取県規則第四十号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

119	8	4	3	1	頁
	上	上	下	上	段
				8	行
				終りから	誤
				九月一日	正
				2	
				10	
				1	
				第六十二号様式の中	
				調整	
				法第百二十二条の第二項	
				法第百二十二条の第二項	
				調整	
				地方税法	
				対する	
				対する	
				九月五日	
				九月一日	
				調整	
				法第百二十二条の第二項	
				法第百二十二条の第二項	
				調整	
				地方税法	
				対する	
				対する	
				九月五日	
				九月一日	

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
 印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
 (定価) 一部月極一三〇円(送料共)